栃木市人事行政の運営等の状況 (令和6年度)

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和6年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

①採用試験の状況

@ \$10,14 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t			
採用区分	受験者(人)	合格者(人)	倍率
一般事務	96	16	6. 0
一般事務(障がい者対象)	4	0	0.0
保育士(幼稚園教諭)	14	7	2. 0
保健師	15	7	2. 1
技師	9	5	1.8
消防	27	4	6.8
合計	165	39	4.2

②採用の状況

	試験採用	選考採用	再任用 (フルタイム)	合計
採用者数(人)	32	7	0	39

- ※ 採用者数は、令和6年4月2日から令和7年4月1日までに採用された者です。
- ※ 選考採用は、職務の特殊性などにより競争試験が馴染まないため選考により 採用された者で、教育職などの専門職が該当します。

(2) 職員の離職状況

(令和6年度実績)

	定年退職	応募認定退職	普通退職	死亡退職	再任用任期満了	その他	合計
退職者数(人)	17	5	16	1	4	8	51

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)

部門		職員	員数	対前年	主な増減理由
		6年度	7年度	増減数	土な相例揺田
	議会	10	10	0	
	総務	251	251	0	
	税務	61	58	▲ 3	事務の統廃合
<u>—</u>	民生	234	237	3	業務増
般行	衛生	54	52	▲ 2	事務の統廃合
政	労働	1	2	1	職員派遣による増
	農林水産	38	39	1	業務増
	商工	34	37	3	業務増
	土木	105	99	▲ 6	事務の統廃合
	小計	788	785	▲ 3	
特	教育	153	145	▲ 8	事務の統廃合
別行	消防	197	199	2	業務増
政	小計	350	344	▲ 6	
普	通会計	1, 138	1, 129	▲ 9	
公	水道	26	25	1	事務の統廃合
営企	下水道	23	20	A 3	事務の統廃合
業	その他	62	65	3	業務増
等	小計	111	110	▲ 1	
合計		1, 249	1, 239	▲ 10	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和6年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
6年度	人	千円	千円	千円	%	%
- 1 30	152, 355	78, 167, 917	3, 410, 351	12, 614, 505	16. 1	15. 4

※人件費(B)には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数			給	与	費	1人当たり給与
四刀	(A)	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	費(B/A)
7年度	1, 150	4, 822, 1	67 千円	1,024,020 千円	1,959,136 千円	7,805,323 千円	6,787 千円

- ※1. 職員手当には、退職手当を含みません。
 - 2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢

(令和7年4月1日現在)

	· · ·	1. 1 / 7 / 2-1-/
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,892 円	43.6歳
技能労務職	321,478 円	53.5歳

- ※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と 土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。
 - 2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

(4) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区	分	給料月額
一般行政職	大学卒	220,000 円
川文1 丁	高校卒	204, 400 円
技能労務職	高 校 卒	188,000 円

[※]一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった 給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

				V 11 111	1 -/4 - 1. 20132/
区	分	経験年数10年 経験年数20年		経験年数25年	経験年数30年
一般行	大学卒	277,624 円	352, 547 円	378, 178 円	399, 292 円
政職	高校卒	_	331,400 円	_	372,775 円

[※]経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 行政職給料表適用職員の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

							/ 1:	177 7 1	-/4 - 1. /4 -/-
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	副主幹	課長 補佐	課長	部長	
職員数	57	154	185	297	118	92	80	16	999
構成比	5. 7%	15.4%	18.5%	29.7%	11.8%	9.2%	8.0%	1.6%	100.0%

手当の種類	支給額等							
	支給対象者							
扶養手当	(1) 配偶者							
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日							
	までの間にある子、孫及び弟妹							
	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母							
	(4) 重度心身障がい者							
	支給額(月額)							
	配偶者 3,000円							
	子 1人につき11,500円							
	父母等 1人につき6,500円							
	満16歳の年度初めから満22 1人につき							
	歳の年度末までの子 5,000円加算							
	が、「次小なく。」 3,000円加昇							
	→ 狄耳克 本							
地域手当	支給対象者							
	全職員							
	支給額							
	(給料月額+管理職手当+扶養手当)×支給割合							
	支給割合は3%							
住居手当	支給対象者							
任治于ヨ	住宅を借り受け、月額16,000円を超える							
	家賃を支払っている職員							
	支給額(月額)							
	借家 28,000円以内							
	14 A1 23) 1111 42 11 4							
	支給対象者							
通勤手当	(1)交通機関等を利用する職員							
	(2)自動車等を使用する職員							
	支給額(月額)							
	(通勤距離に応じ) 31,600円まで							
管理職手当	支給対象者							
	行政職給料表6級以上の職員							
	支給額(月額)							
	課長補佐 39,700円							
	課 長 52,000円							
	部 長 78,400円							
	※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は支給額から							
	10%減額しています。							
	10/0四次四尺 U C V でみ y o							
d 1 4th → 1 · · · ·	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な							
特殊勤務手当	勤務に従事する職員に支給							
	・感染症等防疫作業 1日 900円							
	・行旅死人収容 1回 6,000円							
	・災害応急作業 1日 500円							
	・動物死体処理 1日 500円							
	建築主事業務 1日 500円							

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×125/100 ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×135/100 ・午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、 その割合に100分の25を加算した割合						
宿日直手当	支給額(1回) 4,400円						
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当計6月期1.25月分1.05月分2.30月分12月期1.25月分1.05月分2.30月分計2.50月分2.10月分4.60月分勤勉手当の支給月数(管理監督職を除く)は、成績標準者に係るものです。 (職制上の段階、職務の級等による加算措置有)						
退職手当	支給率 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 在前早期退職特例措置として、3~45%の加算があります。						

(8) 特別職の報酬等 (令和7年4月1日現在)

区分	報酬等月額
市長	1,020,000円
副市長	840,000円
教育長	680,000円
議長	535,000円
副議長	465,000円
議員	420,000円

※市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。 ※副市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。 ※教育長は令和7年4月1日から報酬等月額の5%を減額しています。

(9) 勤務時間の状況

一般的な職場

(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分
勤務時間(原則)	午前8時30分~午後5時15分
休憩時間	午後0時~午後1時

(10) 特別休暇等の状況

(令和7年4月1日現在)

	(令和 / 年 4)	月1日現住/
休暇の種類	休暇日数等	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
ボランティア休暇	1年度につき5日以内	有給
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間	有給
女性休暇	必要と認められる期間 (2日以内)	有給
コウノトリ休暇(不妊治療のため の休暇)	6日(体外受精及び顕微授精の場合は10日)以 内	有給

妊娠中の健康診査のための休暇	妊娠23週まで …4週間に1回 妊娠24週~35週 …2週間に1回 妊娠36週~出産まで …1週間に1回 出産後1年まで …1回で、 その都度必要と認める期間	有給
妊娠中の通勤緩和のための休暇	正規の通勤時間の始め又は終わりにおいて、1日 を通じて1時間以内	有給
母子保健法の規定による保健指導 又は健康診査に基づく休暇	必要と認められる期間	有給
妊娠中の母体又は胎児の健康保持 のための休暇	適宜休息し、又は捕食するために必要な時間	有給
出産予定休暇 (産前休暇)	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合14週間) 目に当たる日から出産日までの期間	有給
出産休暇(産後休暇)	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期 間	有給
生後1年までの子の保育のための 休暇	1日2回、1回30分又は 1日1回、60分以内の期間	有給
配偶者の出産休暇	出産のために入院する等の日から出産の日後2週 間を経過する日の期間内における2日以内	有給
子の養育のための休暇	配偶者の出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合1 4週間)から出産の日後1年を経過する日までの 期間内において5日以内	有給
年度年齢で12歳までの子の看護 のための休暇	1年度につき5日(子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間	有給
要介護者の介護のための休暇	1年度につき5日(要介護者が2人以上の場合に あっては10日)の範囲内の期間	有給
忌引休暇	親族に応じての連続する日数(1日から7日まで)の範囲内の期間	有給
父母の法要休暇	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	1年度の7月から10月までの期間内で6日以内	有給
災害時の復旧作業等の休暇	7日の範囲内で必要と認められる期間	有給
災害時又は交通機関の事故等の休 暇	必要と認められる期間	有給
災害時の身体の危険回避の休暇	必要と認められる期間	有給
病気休暇	原則90日(公務上又は通勤途上の負傷又は疾病 を除く。)	有給
介護休暇	2週間以上介護を必要とする一の継続する状態ご とに連続する6月以内の期間	無給

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

(令和6年度)

区分	降給	降任	休職	免職	計
処分者数(人)	0	0	20	0	20

[※]分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、 勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に 職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分

(令和6年度)

				V 1 1:	1 2 47
区分	戒告	減給	停職	免職	計
処分者数(人)	2	0	0	1	3

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の 一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を 維持することを目的とした処分です。

4 職員の服務の状況

(1) 地方公務員服務規律の概要

(服務の原則)

職員は、市民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く 自覚し、法令、条例、規則その他規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正 に職務を遂行しなければならない。

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和6年度)

	(IF IF O I /Z)
対象職員数	1,174人
平均使用日数	14. 46日

(3) 育児休業等の状況

(令和6年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	9 (8)人	0 (0) 人
女性職員	45(18)人	29 (8) 人
計	54 (26) 人	29 (8) 人

※()内は、育児休業取得者のうち令和6年度新規取得者数です。

5 職員の研修の状況

(令和6年度)

区分	研修実施者		受講者数(人)
		新採用職員研修	26
		新任課長級研修	13
		ビジネスマナー研修(オンデマンド型)	31
		ハラスメント研修(eラーニング)	76
 単独自主研修	栃木市	課長級研修	52
中 独日土9716	1777 / (1)	コンプライアンス研修	48
		実務研修「法制執務」	42
		人事評価制度評価者研修	45
		実務研修「財務会計事務」	24
		薬物乱用防止研修	80
		新採用職員前期研修	26
		新採用職員後期研修	25
		初級職員研修(前期)	26
		初級職員研修(後期)	26
		接遇研修	27
		メンタルヘルス(セルフケア)研修	18
		タイムマネジメント研修	14
		キャリアデザイン研修	13
		民法講座	18
 広域自主研修	栃木地区	情報発信力向上研修(オンデマンド型)	56
四级日工明形	職員研修協議会	問題解決研修	24
		後輩指導・育成研修	20
		クレーム対応研修	30
		データ利活用研修	17
		政策課題立案研修	24
		交渉力研修	26
		プロジェクトマネジメント研修	25
		メンタルヘルス(ラインケア)研修	24
		マネジメント研修	31
		カスタマーハラスメント対応研修	80

市町村広域研修	栃木県市町村	管理監督者研修 3講座	3
11月71万以城市16	振興協会	一般職員研修 11講座	42
	市町村アカデミー	「人口減少時代の都市計画」他1件	2
	日本経営協会(NOMA)	「新任担当者のための秘書実務」他16件	17
	全国建設研修センター	「区画整理」他7件	8
派遣研修	とちぎ建設技術センター	「土木工事設計積算研修」他8件	15
//////////////////////////////////////	日本下水道事業団	「受益者負担金」他4件	5
	国土交通大学校研修	持続可能な都市経営に向けた官民連携まちづくり研修	1
	行政管理研究センター	情報公開セミナー	1
	職員交流派遣研修	滝川市への職員交流派遣研修	3

6 職員の人事評価の状況

本市では、人材の育成、人材の活用、活力ある組織づくり等を目的とした人事評価制度を 導入しております。評価は、対象期間における目標の達成度を評価する「業績評価」、対象 期間における職務遂行時の態度を評価する「態度評価」及び対象期間における職務遂行時の 職務能力を評価する「能力評価」により行っています。

令和6年度の評価結果について、令和8年1月の昇給及び令和7年6月及び12月の勤勉手当に反映することとします。

7 職員の退職管理の状況

再就職の届出はありません。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持増進対策 (令和6年度)

区分	受診者数(人)
一般健康診断	516
乳がん・子宮がん検診	203
人間(脳)ドック	503
PET検査	1

※消防職員を除く

※人間(脳)ドックには、女性(婦人)ドックを含む

(2) 職員福祉のための独自の制度の概要

栃木市職員厚生会の状況 (会員数:1,252名)

(令和6年度)

6年度事業決算額	
4,866千円	会員からの掛金 (掛金率:給料月額の1/1,000)
0千円	市からの負担金(平成28年度からなし)

主な事業

- 厚生給付事業(見舞金や弔慰金の給付)
- 退職記念事業(記念品贈呈等)
- 福利厚生事業 (ライフプランセミナー)
- (3) 災害補償の実施状況

公務災害補償制度

(令和6年度)

337CI III (2013)			(14 111 9 1 22)
	加入団体	災害件数	災害の概要
	地方公務員災害補償基金栃木県支部	3	挫創、咬創、打撲、骨折等

※認定申請中の件数を含む

※消防職員を除く

- 9 公平委員会の業務の状況(令和6年度)
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
 - (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし
 - (3) 職員からの苦情の処理の状況

10.45 to - 10.41 to -	V + D -
相談事案数	0件
処理件数	0件